

可児市農業委員会第1回農業委員会総会議事録

開催日時	平成29年1月6日(水)午後3時35分から5時00分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、山田 照男、杉本 隆久、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、渡邊 千春、可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉、仙石 廣男
欠席委員	菱川 幸夫
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美
議案	第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第4号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	平成29年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は、8番菱川幸夫委員の1名であり、只今の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、9番杉本隆久委員、10番井藤平榮委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転1件の申請があります。 受付番号1の案件は、譲渡人の久々利の方と、譲受人の柿下の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。 土地の概要は、久々利字一丁田、地目は田で、面積は3,010㎡、農振区域内の農用地

区域内の農地です。

議 長 譲受人は、今回申請地を取得して農業経営を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は9,583㎡となります。

仙石委員 この案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の発言をお願いします。

仙石委員 受付番号1について19番仙石が報告します。

議 長 譲渡人は体が不自由で耕作できないため隣接地で耕作している譲受人に所有権移転するということで問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転11件、使用貸借権の設定4件、賃貸借権の設定3件、一時転用における賃貸借権の設定1件、合計19件の申請があります。

事務局 受付番号1の案件は、貸渡人の石井の方と、借受人の石井の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が倉庫とするため転用許可を求めるものです。

事務局 土地の概要は、石井字浦田外1筆、地目は畑、地積は合計158㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸渡人の倉庫、西側・南側と北側は道路となっており、倉庫敷地としての申請です。

事務局 転用事由としましては、貸渡人の子である借受人は東側の倉庫敷地と一体利用して倉庫敷地としての申請です。

事務局 なお、貸渡人より農地法の許可を受けずに倉庫として利用しており、始末書が添付されています。

事務局 農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所から320mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

事務局 一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

事務局 なお、前年11回総会において、4条許可申請で審議したもので、11月25日取り下げられたものです。

受付番号2の案件は、譲渡人の春日井市の方と、譲受人の大阪市中央区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字霞外1筆、地目は畑、地積は、合計842㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は畑、西側は道路、南側は市名義の鉄道敷地跡となっており、許可後平成29年4月30日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は太陽光発電施設70.56kwを設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書及び経緯書が添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。

受付番号3の案件は、譲渡人の久々利の方と、譲受人の羽崎の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が店舗の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字角田、地目は畑、地積は、195㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は譲受法人の駐車場、西側は道路、南側は水路となっており、許可後、12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は事業地と一体利用して貸店舗飲食店の駐車場を拡張するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。

受付番号4の案件は、譲渡人の御嵩町の方と、譲受人の一宮市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字上町、地目は畑、地積は、266㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側と北側は畑となっており、駐車場としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地南側の道路向の個人住宅を取得し、申請地を駐車場とする計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所久々利連絡所から310mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。

受付番号5の案件は、譲渡人の羽崎の方と、譲受人の御嵩町の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が建設業資材置場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字堂洞外1筆、地目は畑と田、地積は、合計513㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側・西側と南側は譲受人の山林、北側は河川敷堤

体道路となっており、許可後、平成 29 年 3 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は所有地と一体利用して申請地を建設業資材置場とする計画であります。

農地転用許可区分は、農振・1 種・3 種に該当せず、小集団で生産性の低い農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 6 の案件は、譲渡人の坂戸の方と、譲受人の徳野南の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が宅建業駐車場及び貸駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、地積は 1,000 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側・南側と北側は畑、西側は道路沿いの水路となっており、許可後、平成 29 年 3 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は宅建業駐車場及び貸駐車場とする計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 7 の案件は、賃貸人の土田の方外 5 名と、借入人の美濃加茂市の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が一時転用により砂利採取するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字戸走外 7 筆、地目は田、地積は、合計 6,475 m²、農振区域内の農用地区域内の農地で、申請地の東側は可児市の道路用地、西側は道路と宅地、南側と北側は道路沿いの水路となっており、許可後 18 ヶ月までの一時転用の計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人は砂利採取法に基づき陸叻砂利を採取するとの計画であります。

立地基準判定は農振農用地であり、一時転用であるので、砂利採取事業完了後は原状回復します。

一般基準判定につきましては、雨水及び地下水排水については土地改良の意見書が添付されており、排水路に放流することとしてあり、敷地内の北側に水中ポンプを設置し道路側溝に放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。この案件は、12 月総会にて 5 条許可申請で審議し、県に申達したのですが、12 月 14 日取り下げ、自治会要望により大型車両の出入口を南側・北側の生活道路から東側の市道 50 号線に変更したものです。

受付番号 8 の案件は、貸渡人の下恵土の方と、借受人の川合の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東林泉、地目は田、地積は、219 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は貸渡人の宅地、西側と南側は水路、北側は田となっており、許可

後、12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人は申請地と東側の貸渡人の宅地の一部を一体利用して一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は東側前面道路側溝へ、上下水道は東側宅地の既設配管と接続。土地改良の意見書が添付されており、水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号9の案件は、賃貸人の美濃加茂市の方と、借入人の稲沢市の医療法人との間における賃貸借権の設定で、賃借人が病院の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中西、地目は田、地積は、799 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は田、北側は駐車場となっており、許可後、3ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は病院の駐車場とする計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は南側の開発地へ、上下水道は接続不要。土地改良の意見書が添付されており、給水栓を撤去すること、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、申請地南側で関連案件5条申請受付番号10が同時提出されております

受付番号10の案件は、賃貸人の美濃加茂市の方と、借入人の名古屋市千種区の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借人が薬局と貸駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中西、地目は田、地積は、798 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は田、北側は田となっており、許可後、3ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は薬局と貸駐車場とする計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内南側に集水桝を設け道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、給水栓を撤去すること、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、申請地北側で関連案件5条申請受付番号9が同時提出されております。

受付番号11の案件は、土地所有者の今渡の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字坂ノ下、地目は畑、地積は、1,154 m²、準工業地域内の農地で、

申請地の東側と南側は住宅、西側と北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅 2 階建 5 棟を建設する計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 12 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の東帷子の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字反目、地目は畑、地積は、985 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側と北側は宅地となっており、許可後、1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は分譲住宅 2 階建 3 棟を建設するとの計画であります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに土地の一部で駐車場として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け東側水路に放流、上下水道は敷地内に道路を設け配管し、前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 13 の案件は、譲渡人の江南市の方外 1 名と、譲受人の恵那市の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が宅地分譲するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字中鳴子、地目は畑、地積は、572 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は自治会公園、西側は道路、南側は畑、北側は自治会の宅地となっており、許可後、6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 2 区画に宅地分譲する計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 14 の案件は、譲渡人の名古屋市天白区の方と、譲受人の尾張旭市の方外 1 名との間における売買による所有権移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は田、地積は、260 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側・西側と南側は宅地、北側は道路となっており、許可後、6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人らは一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種

農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件の事業計画変更申請受付番号 2 が同時提出されております。

受付番号 15 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字上ノ畑、地目は畑、地積は、624 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側・西側と北側は宅地、南側は道路となっており、許可後、平成 29 年 6 月 30 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は分譲住宅 2 階建 3 棟を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 16 の案件は、貸渡人の下恵土の方と、借受人の下恵土の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東林泉の一部、地目は田、地積は、225 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側と南側は貸渡人の畑、西側は道路、北側は宅地となっており、許可後、平成 29 年 7 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の孫である借受人は一般個人住宅を建築する計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 17 の案件は、譲渡人の川合の方外 3 名と、譲受人の御嵩町の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字上田、地目は田、地積は、977 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と西側は宅地、南側は道路、北側は水路となっており、許可後、6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅 2 階建 4 棟を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一团農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になるこ

とはないと思われます。

受付番号 18 の案件は、賃貸人の川合の方と、賃借人の豊田市の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が貸駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字寺田、地目は畑、地積は、1,381 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側と南側は道路、北側は宅地と畑となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人は近接する病院と開設予定の薬局の貸駐車場とする計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 19 の案件は、貸渡人の川合の方と、借受人の名古屋市千種区の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字上田外1筆、地目は畑、地積は、合計561 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は畑、西側と南側は道路となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の婿である借受人は一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。1番石井をお願いします。

山田委員 受付番号1について7番山田が報告します。
農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議長 山田委員 2番兼山をお願いします。
引き続き、7番山田が報告します。
雨水排水は問題なし、隣地同意書も添付されており問題ないと思います。

議長 仙石委員 3番4番久々利をお願いします。
受付番号3、4について19番仙石が報告します。
受付番号3ですが、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。
続きまして、受付番号4ですが、雨水排水は自然浸透、隣地同意書も添付されており、問題ないと思います。

議長 奥村(武)委員 5番羽崎をお願いします。
受付番号5について1番奥村が報告します。

建設業資材置場を整備するというので、問題ないと思います。

議 長 吉田委員 長
ご苦労さまでした。6番坂戸をお願いします。
受付番号6について3番吉田が報告します。
隣地同意書も添付されており、問題ないと思います。

議 長 井藤委員 長
ご苦労さまでした。7番土田をお願いします。
受付番号7について10番井藤が報告します。
12月総会で審議していただいた土地ですが、自治会要望により大型車両の出入口を南側・北側の生活道路から東側の市道50号線に変更したものです。
問題ないと思います。

議 長 可児(勉)委員 長
ご苦労さまでした。8番から10番下恵土をお願いします。
受付番号8から10について17番可児が報告します。
8番ですが、個人住宅を建築するという申請です。詳しいことは事務局から説明があったとおりです。問題ないと思います。
続きまして9番10番ですが、病院の駐車場として整備するという申請です。
一般基準は全てクリアされており、問題ないと思います。

議 長 大澤委員 長
ご苦労さまでした。11番から15番今渡をお願いします。
受付番号11から15について12番大澤が報告します。
11番ですが、全て周りが道路と宅地でありまして、隣接する農地はありません。
準工業地域と用途指定がされているところでもあり、問題ありません。
次に12番ですが、西側に道路がありますが、周りは宅地化されております。
第1種住居地域の指定地域ですので問題ないと思います。
続いて13番ですが農地については、隣地同意書が添付されております。ここも第1種住居地域という用途指定の地域ですので、問題ないと思います。
続いて14番ですが、北側は道路、三方につきましては宅地化されております。そして、第1種住居地域という用途指定の地域ですので、問題ないと思います。
次に15番ですが、南側が道路で周りは宅地化されております。
第1種住居地域の指定地域ですので問題ないと思います。

議 長 可児(勉)委員 長
ご苦労さまでした。16番下恵土をお願いします。
受付番号16について17番可児が報告します。
一般基準判定は全てクリアされております。問題ないと思います。

議 長 杉本委員 長
ご苦労さまでした。17番から19番川合をお願いします。
受付番号17から19について9番杉本が報告します。
17番ですが、分譲住宅を4棟建築するという事です。問題ないと思います。
続いて18番ですが、貸駐車場として整備するという事です。
住宅に囲まれた地域ですので問題ないと思います。
続いて19番ですが、一般個人住宅を建築するという事です。問題ないと思います。

議 長
ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議 長
【意見なしの声多数あり】
ご意見もないようですので、お諮りいたします。
日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達すること

に、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は2件の申請です。

受付番号1の案件は、当初事業者の岐阜市の方は、申請地を取得して一般個人住宅を建築する計画だったが、仕事の都合で事業を断念した。その後、相続者の現所有者は有効利用が図れないため、事業承継者に譲渡し、申請地に一般個人住宅を建築するものです。

当初事業者の譲渡人の岐阜市の方外1名と、事業承継者の譲受人の塩の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩字空田、地目は畑、地積は251㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路、南側は宅地、北側は通路となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

農地転用許可区分は、春里小学校まで330m、くろだ胃腸科内科まで350mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書及び経緯書が添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、農地性がなく、5条申請の提出を必要としません。

受付番号2の案件は、当初事業者の今渡の方は、申請地を取得して一般個人住宅を建築する計画だったが、事故で亡くなり相続者も遠方に居住しており、事業を断念していた。その後、事業承継者に譲渡し、申請地に一般個人住宅を建築するものです。

当初事業者の譲渡人の名古屋市天白区の方と、事業承継者の譲受人の尾張旭市の方外1名との間における売買による所有権移転で、譲受人ら兄弟が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は田、地積は、260㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側・西側と南側は宅地、北側は道路となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、申請地については、農地性があり、関連案件の5条申請受付番号14が同時提出されております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長	ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元の委員から順次、発言をお願いします。1番塩をお願いします。
吉田委員	受付番号1について3番吉田が報告します。 隣地同意書、経緯書が添付されており、問題ないと思います。
議 長	ご苦労さまでした。2番今渡をお願いします。
大澤委員	受付番号2について12番大澤が報告します。 5条No.14で説明しました内容と全く同じです。相続した方が自分では建築しないというので、事業承継者に譲渡したいという事業の変更です。問題ないと思います。
議 長	ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。
議 長	【意見なしの声多数あり】 ご意見もないようですので、お諮りいたします。 日程第4、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。
議 長	【異議なしの声多数あり】 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。
議 長	日程第5、議案第4号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第4号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は1件の申請があります。 受付番号1の案件は、御嵩町の方が所有する畑です。 土地の概要は、久々利字上町、地目は畑、面積は105㎡です。昭和45年に字上町の宅地に住宅を建築したが、隣接する申請地にも住宅の一部が敷地として利用されており、現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。 以上で説明を終わらせていただきます。
議 長	ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元委員から、発言をお願いします。1番久々利をお願いします。
仙石委員	受付番号1について19番仙石が報告します。 申請地の一部を住宅敷地として利用していたということです。問題ないと思います。
議 長	ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。
議 長	【意見なしの声多数あり】 ご意見もないようですので、お諮りいたします。 日程第5議案第4号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地に当たるものとして、本案件については、これを証明し、県に進達することに、ご異議ございませんか。
議 長	【異議なしの声多数あり】 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、県に進達することに決しました。
議 長	日程第6、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

事務局 利用集積計画に対する決定について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。
議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。
今回の利用権の設定内容は、使用貸借、新規設定3件、合計4,910㎡の集積となります。
受付番号1から3は、借人が同じですのでまとめて説明します。
貸人の土岐市の方外2名と借人の土田の法人との間での使用貸借権の設定です。
土地の概要は、久々利字一丁田外2筆、地目は田、面積は合計4,910㎡、新規設定3件で、平成34年までの5年間、利用集積を図るものです。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
日程第6、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】
ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、平成29年第1回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。